

経済安全保障推進法に基づく供給確保計画に関して国土交通大臣から認定取得

2024年2月2日、経済安全保障推進法に基づく「船舶の部品に係る安定供給確保を図るための取組方針」が改定され、安定供給を図るべき特定重要物資（船舶の部品）の対象に「4ストロークの船舶用機関」が追加されました。これを受けて当社は、2024年3月29日付で4ストロークの船舶用機関に関する供給確保計画を提出し、4月12日国土交通大臣の認定を取得いたしました。

経済安全保障推進法は、2022年特定重要物資の安定的な供給の確保等を目的に定められた法律であり、特定重要物資である船舶の部品の安定供給確保を図ろうとする者は、その実施しようとする安定供給確保のための取組に関する計画を作成し、国土交通大臣に提出することで、認定を受けることができます。

当社グループは、天然ガスを含む新燃料エンジン需要の増加に対応するため、姫路工場への設備投資を通じ、同工場の年間生産能力を約8割増加（ディーゼルエンジン換算）させる計画を進めております。

さらに、環境への負荷をより一層低減する目的で、メタノールをはじめとする次世代燃料に対応した機関の開発に注力しており、メタノール燃料機関は、2026年に市場に投入する予定です。

これらの取り組みを実現するために、2028年3月期までに約100億円の投資を計画し、市場でのプレゼンスの拡大を目指してまいります。

我が国は、食料やエネルギー等の必需品の調達を海外からの海上輸送に依存しております。当社グループでは、国際海上輸送にとって不可欠な船舶用機関等の安定供給を通じて社会に貢献するとともに、持続可能な社会の実現に向けて、船舶用機関の環境影響を最小限に抑える技術開発に努めております。

<参考>国土交通省 経済安全保障推進法に基づく船舶部品の安定供給確保について

https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_tk5_000076.html

以上

【お問い合わせ先】

経営企画室 広報担当

e-mail : soumu.info@dhtd.co.jp